

亀山市告示第121号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項及び第2項の規定により告示する。

令和6年7月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定する道路

| 道路の種類 | 路線番号 | 路線名 | 指定する道路の区間 |
|-------|-------|-----------|--|
| 市道 | 11156 | 能褒野7号線 | 亀山市能褒野町字能褒野6番1地先から亀山市能褒野町字能褒野27番20地先まで |
| 市道 | 20205 | 落針道野線 | 亀山市布気町字山ノ下1433番1地内から亀山市布気町字道野606番2地先まで |
| 市道 | 21391 | 道野8号線 | 亀山市布気町字牛櫃1071番1地先から亀山市布気町字大岨1022番1地先まで |
| 市道 | 41096 | 名阪工業団地3号線 | 亀山市関町会下字梅ノ木1203番27地内から亀山市関町会下字山神谷837番7地内まで |

2 指定する期日 令和6年7月1日

3 1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法

- (1) 道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識その他の道路付属物、樹木等に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を保持させ、交通の危険を防止するため、縦の長

さ0.23メートル以上、横の長さ0.12メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるため、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上、走行すること。